

令和2年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和2年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年9月8日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年9月8日	13時35分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		10番	鳥飼 勝美	11番	大山 勝代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己	代表監査委員	太田 博史			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | | 諸般の報告 |
| 日程第2 | | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第3 | | 一般行政報告 |
| 日程第4 | | 教育行政報告 |
| | | 提案理由説明 |
| 日程第5 | 同意第15号 | 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第33号 | 若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）請負契約について |
| 日程第7 | 議案第34号 | 令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第8 | 議案第35号 | 令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第36号 | 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第37号 | 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第38号 | 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 認定第1号 | 令和元年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 | 令和元年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 | 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 | 令和元年度基山町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 報告第5号 | 令和元年度基山町健全化判断比率等の報告について |
| 日程第17 | 報告第6号 | 教育委員会事務事業点検及び評価報告について |
| 日程第18 | | 決算特別委員会の設置について |

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第1. 諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告をいたします。

令和2年7月21日に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会第7回総会が開催され、議長が出席をいたしました。

次に、令和2年7月27日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、栗野議員が出席しました。

次に、令和2年7月28日に佐賀県町村議会議長会主催の特別セミナーが開催され、佐賀県総務部市町支援課、濱崎友紀氏を講師として、「公職選挙法上の留意すべき事項について」、全国町村議会議長会事務総長、望月達史氏を講師として、「町村議会をめぐる最近の動向について」を演題に講演があり、議長、大久保副議長が出席をいたしました。

次に、令和2年8月7日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和2年8月26日に佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、手嶋龍一氏を講師に迎え、「コロナ禍の米大統領選を読み解く ～東アジア情勢と日米同盟の行方～」を演題に講演があり、議員10名が出席をいたしました。

次に、令和2年8月27日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、栗野議員が出席いたしました。

また同日に、鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、松石信男議員が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（品川義則君）

日程第2. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

本委員会は、所管事務の調査が終了いたしましたので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 基山町立図書館の現状について（令和2年8月6日）に実施いたしました。

①コロナ禍での図書館運営と対策について

②図書館での事業、ボランティア活動について

③図書館運営上の課題について

2 調査結果

基山町立図書館内視察の後、質疑応答、意見交換を行いました。

館内の感染症予防対策については、職員のマスク着用や、受付のビニールカーテンを設置し、館内換気を行っている。返却本は表紙のアルコール消毒を行った後、紫外線照射器による消毒を行っている。また、検索機、自動貸出機、鉛筆などについても定期的に消毒を実施しているとの説明を受けました。

ボランティア団体「手をつなごう図書館の会」の成り立ちと打合せ頻度及び今後の活動についてただしたところ、旧図書館時からお話会のグループ等はありませんでしたが、図書館等建設検討委員会においても、ボランティア組織を継続していくことで、27名で発足した。また、花飾りや清掃活動のボランティアも活動している。今後の活動については、誰でも気軽に参加できるような体制づくりを目指していきたいとの説明を受けました。

図書館事業として、大人のための映写会、竹あかりナイトin図書館、読書週間事業スペシャルお話会など様々な事業を実施している。また、他課との連携企画展のときは、事前に担当課と協議を行っているとの説明を受けました。

基山町立図書館はどのような充実を図っていくのか、ただしたところ、必要な情報や知識

を得ることができる図書館づくりが本来の業務で一番大切ではないかと考えている。旧図書館時には、資料費の年間予算が約540万円であったが、利用者が伸びているので、現在も建設当時からの1,200万円の予算がついている。また、本の選定に当たっては、町民のリクエスト、職員間の協議などで選定している。今後、広域連携の相互貸借も含め、図書館蔵書の充実に努めていきたいとの説明を受けました。

さらに、今後の運営上の課題についてたまたしたところ、現在、コロナ禍の最中で交流が難しい状況下において、安心・安全な図書館づくりに努めていきたい。また、資格者を含めた若い世代の人材確保が課題であるとの説明を受けました。

当委員会としては、日々の図書館の管理、運営、各種事業の遂行などに苦慮していると思うが、今後、基山町立図書館に関わりたい人をどう広げていくのかを含めて、より一層町民に親しまれる図書館づくりやさらなる図書館蔵書の充実に努めていくよう提案いたしました。

以上、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 町道の現状について（令和2年7月27日）に実施。

①町道年の森・上川原線について

②町道三国・丸林線道路改良事業について

③町道の待避所設置について

当日は建設課と現地調査及び概要説明を受けました。

2 調査結果

①町道年の森・上川原線について

本年6月議会にて町道として認定した年の森・上川原線は、既に20区画ほどに分譲された住宅用地を通る道路であり、他の道路への通り抜けはできないため、災害や交通事故がないように安全の確保が重要である。

秋光川と実松川の合流点に隣接する場所にあるため、災害の危険性についてただしたところ、豪雨時も問題はないとのことであった。

なお、実松川の河川拡張工事は県事業であり、本年度末ごろから工事に入る予定である。

②町道三国・丸林線道路改良事業について

道路改良事業が進行中の三国・丸林線は、今年4月より白坂久保田2号線がけやき台を通り抜け、基山パーキングエリア上り線付近に信号機が設置されている。高速道路下のボックス内は既に水路部分を覆うカルバート工事が完了しており、JR鹿児島本線、国道3号線までの曲がった既存道路や河川、土地建物の買収予定地の確認を行った。

当日は午前9時30分頃の視察であったが、この地域は筑紫野市、小郡市とも隣接しており、ごみ処理施設であるクリーンヒル宝満にも近いため、町外の利用者も多く、ごみ収集車を含め通過する車が多かった。

当委員会としては、福岡県周辺市町と情報を交換し、共有するよう提案した。

なお、周辺道路工事の完成予定は令和6年春とのことであった。

③町道の待避所設置について

山間地町道3か所の待避所であるが、丸林地区は水路上の工事であり、用地買収は不要のため、今年度中に工事が可能である。宮浦地区の2か所は、用地買収がまだであり、工事は来年度以降になるとのことであった。町道の中には、道幅が狭く、住宅や石垣、田畑に隣接しているところがある。町道全てを拡幅することは難しく、現状では対向車とのすれ違いを緩和するには、要所に待避所を設置するのが最善策と思われる。

町内には退避場所を設置すべき場所は数多くあるが、どのように優先順位をつけていくのかとただしたところ、各地域からの要望や防災上の重要性を取り入れながら、今後の公共施設等総合管理計画の中で町道整備計画を策定する予定であるとの説明を受けました。

当委員会としては、町道整備に関わる町職員の指針となる町道整備計画を策定して公開することと、地域担当職員の活用やふだんから町職員全員が町内の道路を通過するときに、破損箇所をチェックし、報告するようなシステムを役場内に設けるよう提案した。

以上をもちまして厚生産業常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第3 一般行政報告

○議長（品川義則君）

日程第3．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、人事案件が「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、工事請負契約案件が「若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）請負契約について」、未処分利益剰余金処分案件が「令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、予算案件が「令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号）」外3件、決算認定案件が「令和元年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として、「令和元年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月末の緊急事態宣言解除後に新規感染者数が減少傾向となり、収束に向かいましたが、7月初旬から再び感染者が増加傾向となり、第2波の流行により感染拡大となりました。現在は減少傾向になってはいますが、引き続き警戒が必要な状況となっております。

佐賀県でも、5月4日以降、77日間新規感染者はございませんでしたが、7月20日に感染者が確認され、8月末で237人の感染者が確認されています。県内では福岡県や県内の飲食関係を主因とするクラスター感染が発生しましたが、佐賀方式による感染経路特定のための幅広い調査や迅速な収容等、県独自の感染拡大防止策が講じられており、感染拡大が押さえ込まれています。

本町では、7月26日に初の感染者が確認され、8月12日に2名、15日に1名の感染者が確認されましたが、その後、感染者の確認はされていないところです。罹患された方には、心よりお舞い申し上げます。

現在、本町では、感染防止対策として役場、町立学校、図書館、町民会館等の公共施設での検温や手指消毒による入場時の徹底管理を行っています。町民の皆様方には、御不便をおかけしていると思いますが、引き続き御協力いただきますよう御理解をお願いいたします。

加えて、町民の皆様には、3密を避けていただくことはもちろん、「新しい生活様式」を遵守され、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用、そして、ソーシャルディスタンスを守っていただくなど、自主的かつ先導的な感染防止対策をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

5月から給付を開始しました「特別定額給付金」につきましては、8月11日をもって申請書の受付を終了しました。

給付金は17億3,910万円、7,018世帯、1万7,391人の99.9%の方に支出を行いました。14世帯、14名の方が受け取り辞退や町外居住等により未給付となっております。

経済的及び精神的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の対象児童1人当たり1万円を支給いたします「児童扶養手当世帯支援給付金」につきましては、123世帯、189人の児童を対象として7月27日に支給いたしました。

特別定額給付金の対象にならない4月28日から年度末までに生まれたお子様に5万円を支給いたします「新生児特別定額給付金」につきましては、受付を8月3日から開始し、8月末現在の対象者が35人となっており、今月から支給をする予定としています。

住民税非課税世帯や一人暮らしの高齢者世帯などの支援をするため1世帯当たり2万円、中学生以下のお子様がいる世帯には3万円を支給いたします「生活支援特別給付金」につきましては、1,844世帯の方に今月支給する予定としています。

このうち、中学生以下のお子様がいる世帯が187世帯となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業者等支援についてでございます。

経済的に影響が大きい小規模事業者への「中小企業者事業継続緊急支援金」につきましては、8月末現在で事業者169件、総額2,213万円の交付を行っているところです。今後、売上げ減の状況が長期化している小規模事業者に対して2回目の交付を行います。

また、本町で認定しております中小企業信用保険法によります保証制度につきましては、8月末現在でセーフティネット保証4号認定が181件、セーフティネット保証5号認定が36件、危機管理保証認定が12件となっております。

消費喚起による経済活性化を目的に取り組んでいるプレミアム付商品券につきましては、使用期限を8月1日から1月31日までとし、7月から購入引換券の申込受付を開始、8月1日から商品券の販売を行っています。9月4日現在での販売額は、額面で1億8,152万9,000円となっております。今回の目玉だった小規模事業者応援型商品券は、完売の状況となって

います。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月27日に開催され、令和元年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全6議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和元年度歳入歳出決算の認定等について、全2議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、災害関係についてでございます。

9月1日に発生した台風10号につきましては、特別警報級の大型で非常に強い台風に発達する予報だったことから、本町でも緊張した対応となりました。

住民の皆様の安全を確保するため、避難所を町民会館、総合体育館及び保健センターで7日午後1時から開設しました。避難所には、延べ415名の方が避難され一夜を過ごされました。県内では避難者総数が2万人を超える状況となっております。

避難所の運営につきましては、新型コロナウイルス感染防止策としてソーシャルディスタンス等により3密にならないように運営を行いました。

台風被害につきましては、基山小学校体育館の屋根材が剥がれる被害が発生しております。

7月5日から14日にかけての梅雨前線による令和2年7月豪雨につきましては、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が740ミリ、1時間当たりの最大雨量が、14日午前1時から1時間に60ミリを計測しました。

町では、7月6日正午と9日15時に避難準備、高齢者等の避難開始を第1区、第2区、第4区、第6区の中山間地域に発令しました。また、7月7日8時5分には土砂災害警戒情報が発令されたため、同地区に避難勧告を発令しました。この大雨により町民会館に避難された方は延べ69名でした。

この大雨により町内では、町道や林道の崩壊や、農地・農業施設に被害が発生しています。被害箇所につきましては、応急工事や土砂撤去を行い、今後、本復旧に取り組んでまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

コロナ禍の新しい生活様式において、町内の新たな魅力発見と定住促進のために「基山町おもてなしMAP」を作成し、全戸配付するとともに図書館や基山駅、基山パーキングエリア

で配布を行っています。

「基山定住サブライズプロジェクト」の一環として行っています「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数が40件となっています。

移住体験住宅につきましては、7月1日から国内居住者の利用を再開し、8月末現在の利用件数が、宮浦体験住宅2件、小倉体験住宅2件となっています。

基山町空き家等情報登録制度（すまいるナビ）につきましては、8月末の登録状況が、空き家提供者3件、空き家の利用希望者14件となっています。

次に、農業振興についてでございます。

「ライチつみとり園」が7月2日本格オープンしました。去年は、プレオープンだったため収穫できたのが約50本でしたが、今年度は約300本でつみ取り体験ができ、つみ取り期間は7月19日までの18日間でしたが、1,000人を超える来場がありました。

今年度は、検温やアルコール消毒、各ハウスに扇風機を設置されるなど新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施しての開園となっております。

農業の担い手につきましては、認定農業者に1名の方の登録申請と新規就農により3名の方が農業次世代人材投資資金の申請予定となっております。

次に、「きやまづくり大学」についてでございます。

地域の魅力と課題を共有し、その情報発信や解決策を実践する人材の育成を図るため、「きやまづくり大学」を開校しています。今年度は、昨年11月に包括連携協定を締結しました久留米大学の内村学長を講師に招き、「Withコロナで大切なからだところの健康づくり！！～睡眠を制するものが人生を制する～」と題し、オープン講座を7月13日に開催し、50名の方に参加いただきました。今回は、当日来場いただけない方にも御覧いただけるようライブ配信を行いました。

今年度の「きやまづくり大学」の講座は、前期が8月から12月までの5時限、後期が1月から3月までの3時限としており、8月の1時限目は「基肆城の歴史学習」を内容として開催し、20名の方に参加いただきました。今後も充実した講座となるよう取り組んでまいります。

次に、きやま創作劇についてでございます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、創作劇の練習や準備時間等が取れないため、通常の公演は行わず、過去の作品より2作品を大ホールにて上映することとなりました。

た。また、きやま創作劇活動を町内外へ情報発信するため、過去の作品4作品のダイジェスト版の映像を作成することとしております。

次に、基山っ子みらい館についてでございます。

基山っ子みらい館は、基山保育園と子育て世代が気楽に訪れることができる施設として今年4月に開所し、8月1日現在で基山保育園の入所人数が201名、交流広場が毎日約40名の子育て世帯に利用いただいております。

また、施設利用者の利用促進やサービスの向上を目的として8月5日から交流スペースの市場調査を開始しました。8月末時点で協力事業者として5事業者から協力申請をいただき、その可能性を調査しています。

新規事業としては、年長児が小学校教育へ壁を感じることなくスムーズに移行することを目的として昨年度実施した4歳児の特性検査の結果を活用し、就学前フォローアップ事業を「NPO法人いるか」と共催で8月から実施しています。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

本年度の夏休み運営は、期間の短縮により利用する児童が増加しなかったため、ランチルームを借用せず運営いたしました。また、7月から、特別に配慮が必要な児童に対して要配慮児童対応支援員派遣事業を行い、対応支援員による配慮児童へのきめ細かな対応や支援員の負担軽減に努めました。

次に、生活環境事業についてでございます。

川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行う「親子で川の生き物調査隊～水生生物調査～」を8月30日に基山共同乾燥場を会場として実松川の調査を実施しました。当日は13組33名の参加があり、調査により、きれいな川との結果が出ました。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館では、8月5日に「セカンドブックプレゼント事業」を若基小学校と基山小学校で行いました。また、新型コロナウイルス感染防止策として、返却いただいた本につきましては、表紙等のアルコール消毒拭きと、除菌・消臭機による紫外線と送風による消毒を行っております。

今後とも、利用者の安心・安全に努め、3密を避けながら、魅力ある図書館づくり、町民から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

8月末現在では2万4,173件、3億8,581万円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較しますと、件数で14.0%増、金額では33.9%の増となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第4 教育行政報告

○議長（品川義則君）

日程第4．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

1学期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校期間があったため、終業式を18日間遅らせ、8月7日に行いました。2学期始業式は、中学校では8月24日、小学校は25日に行いました。

補充学習につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の休校の影響等もあり、開始が遅れていましたが、基山中学校補充学習事業として1、2年生を対象とした放課後学習会を6月15日から実施しています。この放課後学習会には88名の申込みがあり、補充学習支援員の指導の下、数学と英語を基本に、自学自習形式で学習会を実施しています。来年2月上旬まで20回行う予定です。

また、3年生を対象にした土曜学習会を9月下旬から実施する予定にしております。

小学校では6年生を対象にした放課後補充学習を9月16日から、基山小学校45名、若基小学校32名の参加で実施することとしています。また、小学校3年生を対象にした放課後補充学習を同じく9月16日から、基山小学校56名、若基小学校27名の参加により実施します。

教科は算数を対象として、民間の学習塾の事業者に事業を委託し、主体的学習の仕方を身につけさせ、基礎的、基本的な学力の定着及び活用力の向上を図ることを目的として実施します。各小学校の教室を会場として水曜日に計18回行う予定です。

次に、部活動関係についてでございます。

全国、九州及び佐賀県中学校総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりましたが、鳥栖地区中学校体育大会と佐賀県中学校総合体育大会代替大会が行われ、選手たちは今までの練習の成果を十分発揮し、7月25日と26日に行われた地区

中体連では、団体競技 5 種目で見事優勝しました。

また、8月10日に行われた佐賀県中学軟式野球大会において優勝いたしました。

最後に、文化財関係についてでございます。

令和2年6月に、平成27年度に福岡県太宰府市単独で日本遺産に認定されていた「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点」について、基山町を含む5市2町の複数市町共同での広域型へ変更されました。

これにより基山町に關係する構成文化財として特別史跡基肆城跡や万葉集筑紫歌壇、官道の3項目が日本遺産に追加認定されました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第5～17 同意第15号、議案第33号～議案第38号、認定第1号～認定第4号、報告第5号、報告第6号

○議長（品川義則君）

日程第5. 同意第15号、日程第6. 議案第33号から日程第11. 議案第38号まで、日程第12. 認定第1号から日程第15. 認定第4号まで、日程第16. 報告第5号、日程第17. 報告第6号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和2年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は人事案件1件、工事請負契約案件1件、未処分利益剰余金処分案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、同意第15号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、引き続き田口英信氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第33号 若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）請負契約についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、令和2年8月18日指名競争入札に付した「若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）」について請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第34号 令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定により令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第35号から議案第38号までは、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第35号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として3億6,005万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも101億4,248万5,000円となります。

また、地域おこし協力隊人件費など4件の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、災害復旧費についてでございます。

本年7月に豪雨災害により被災した町道、水路、林道などの災害復旧費を追加するものでございます。速やかに復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

補正額は、1億7,103万1,000円でございます。

次に、総合体育館武道場空調設備設置事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び熱中症対策として、換気機能を持つ空調設備の整備費を追加するものでございます。

補正額は、4,700万円でございます。

次に、企業立地促進特区補助金についてでございます。

進出企業に対する、前年度実績に基づく電気料金の補助及び用地取得費の補助として、企業立地促進特区補助金を追加するものでございます。

補正額は、2,275万8,000円でございます。

次に、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料についてでございます。

佐賀県が公表した大規模盛土造成地マップにおける町内の該当箇所について宅地カルテを作成するための業務委託料を追加するものでございます。

補正額は、1,099万円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容につきましては担当課長より説明いたします。

議案第36号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として4,975万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億8,527万8,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、繰越金の額や保険税の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第37号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正として692万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額歳入歳出とも2億6,455万4,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第38号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として2,686万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は7億2,118万7,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、下水道使用料、流域下水道管理負担金、工事費の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和元年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

（現物を示す）この別冊の基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げておりますけど、概要につ

きまして説明いたします。これを使って説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、2ページをお開きいただければと思います。

まずは一般会計の決算規模についてでございます。

歳入が94億3,519万3,000円、歳出が91億1,993万4,000円と過去最高となっております。これは、前年度から繰り越しております基山保育園等建設事業、定住促進住宅整備事業、そして、7月豪雨災害復旧事業などに加えて、病後児保育室の整備など子育て支援、総合体育館の長寿命化事業や、台風5号及び8月豪雨に対応する災害復旧費が膨らんだためでございます。

次に、歳入についての状況でございます。4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、町税では、法人町民税が3.1%、固定資産税が3.9%、軽自動車税が5.3%増加し、町税全体では2.6%増の6,053万1,000円の増加となりました。

また、8ページを御覧いただければと思います。

8ページの国庫支出金では、総合体育館の長寿命化事業に係る社会資本整備総合交付金が9,202万9,000円、基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業に係る交付金が2億9,519万1,000円の増などにより、全体では1億5,494万円の増となっているところでございます。

県支出金では、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設型給付費負担金が3,334万1,000円、農林水産施設災害復旧費補助金が2億1,331万3,000円の増などにより、全体では2億8,931万2,000円の増となっています。また、寄附金では、ふるさと応援寄附金の9,659万9,000円の増などにより、全体では前年度比8.5%の増となっているところでございます。

繰入金では、基山保育園等建設事業に係る地方創生拠点整備基金繰入金2億7,351万4,000円の増により、全体では8,598万3,000円の増となっています。また、町債では、公園事業債、学校教育施設等整備事業債、一般補助施設整備等事業債などの増により、全体では4億298万円の増となっているところでございます。

一方、財産収入では、実松川総合流域防災事業に伴う町有財産の売払いによる不動産売払い収入が1億2,593万9,000円の減となり、全体では1億2,715万6,000円の減となっているところでございます。前の年と比較してということになりますけれども。また、諸収入としては、土地開発公社貸付金元利収入やスポーツ振興くじ助成金の事業完了などによって、9,137万8,000円の減となっているところでございます。

11ページを御覧いただきたいというふうに思います。

11ページ、歳出の状況につきましては、町議会議員選挙費や町長選挙費、ふるさと応援寄附基金費などの増により、総務費が3,783万8,000円の増となっております。

民生費では、基山保育園等建設事業や幼児教育・保育の無償化などにより6億2,228万1,000円の増となっているところでございます。また、土木費も、総合体育館に係る公園施設長寿命化工事の増などにより2億7,305万円の増となっているところでございます。

次に、教育費では、中学校校舎大規模改造事業や小・中学校の特別教室エアコン設置事業などにより4,722万3,000円の増となっております。また、災害復旧費も、農林水産施設災害復旧費や公共土木施設災害復旧費などの増により1億8,977万2,000円の増となっているところでございます。

今、概略を説明いたしましたけど、昨年度はそういう意味でいうと、いろんな大型プロジェクト、30年災害、そして、31年、昨年度の災害と、そういったものが重なって、金額的には非常にこれまでで最高の決算の金額になっているというふうなことでございます。

そういう中で、昨年度の主な事業について少し、13ページ以降で御説明したいと思いますので、13ページをお開きいただければと思います。

昨年度の町政の報告としましては、最初に、安心と安全のまちづくりと基山町の魅力度アップというのを年度当初にうたいましたので、それに基づきながら年度をやってきました。途中で、いろいろなまた災害等もあったということでございますけれども、14ページをお開きいただきたいと思いますが、まずは14ページ、⑥でございますが、上から2つ目に、昨年度が町制施行80周年、式典は一昨年度にもうやってしまったんですけれども、記念のシンポジウムをやって、基山町80周年をお祝いしたというふうな形になっているところでございます。

主な事業だけ紹介いたしますと、その次、右の15ページに移っていただきたいんですけども、⑬ですね、一般質問の中でも今回テーマになっていますけど、地域おこし協力隊について積極的に取り組んでいるということで、今回1人また採用しましたので、佐賀県採用で基山町で活動して任務が終了した人も入れると、今回の1人で地域おこし協力隊は7人目になるかなというふうに思っております。特に、地域おこし協力隊は、町外から来て、町内にとどまることを前提としたものでございますので、今のところ任務を終結して予定期間が終わって地域おこし協力隊を辞められた方は、佐賀県で採用された方も含めて4名おられますが、皆さん、3人は基山に住んでありますし、1人の方はお隣に住んでありますが、勤め先

は基山ということで、まさに地域おこし協力隊のもともとの目的は達成、これが一番大きな目的になると思いますので、達成していただいているのかなというふうに思っているところでございます。

それから、その次の⑭で、各種のデジタルサイネージを始めたおもてなし事業であったり、移住体験などが非常に好調に推移していると。新型コロナがございましたので、途中、今年度に入って、昨年度の終わりから中断している部分はあって、つい最近また、再び始めたんですけども、なかなか昔のような感じにはなっていないと。同じようなことが言えるのが、合宿所もそうなんですけれども、そういう状況が今続いておりますので、今まさに新型コロナの中で、この部分というのはしっかり辛抱してやっていかなければいけないかというふうに思っているところでございます。

住宅取得補助金につきましても、非常に好調な状況が続いているというふうなことでございます。

次の16ページを御覧いただきたいと思います。

16ページは、⑰を御覧いただきたいというふうに思いますが、交通安全対策、これはまさに安心と安全のまちづくり、年度当初に目指してきたものなんですけど、くらしの安心・安全係という新しい係をつくって、交通安全等を中心に積極的に展開してきているところでございます。

様々な事業に加えて特記すべきような話としては、例の全国でも初めて行われたという高齢者運転免許証自主返納支援事業等が目玉として行われたのではないかというふうに思っているところでございます。

さらに、安心と安全のまちづくりを進めるために、⑱、16ページの一番下でございますが、地域防災力向上事業ということで、各区で独自にやっていただき始めたので、それにかぶせるような形、それを応援する形で、いろいろな地域防災事業を今やってきているというふうなことでございます。今後も、こういった取組を強めていきながら、地域の安心・安全を強めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、18ページをお開きいただきたいと思いますが、18ページの⑳でございます。

これは高齢者福祉でございますが、実は、昨年度、高齢者福祉が特に目立ったというわけではございませんが、高齢者福祉につきましては来年度に向けて、今弾を仕込んでおりますので、まさに基山町の、これはそれこそ私の政策の大きな目標の一つでございますので、特

に、一人暮らしの高齢者、そして、一人暮らしになる可能性がある高齢者世帯等につきましては、昨年度もやりましたし、今年度もやっていますが、さらに来年度は、そういう部署もきちんとつくって対応していくということを考えておりますので、予告編程度に説明させていただきたいというふうに思っております。

さらに、18ページの一番下の⑤でございますが、安心・安全の一つの目玉として防犯もでございます。安全な町づくり推進委員、この前、全国表彰を国交省から受けたりしております。まさに基山町の安心・安全のためにこういった取組も防犯カメラと併せて今やっているところでございます。特に、防犯カメラ、防犯灯につきましては、積極的に今動いて、基山町の安心・安全を守っていこうとしているところでございます。

次、20ページを御覧いただければというふうに思います。

⑭が病後児保育でございます。昨年度つくって、4月1日からスタートはしております。残念ながら、ちょうどコロナとかぶったこともございまして、まだ使用実績はありませんけれども、こういったもので基山町の安心・安全、加えて魅力度アップにつながるように、これからも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

同じく21ページの保育所整備事業につきましては、基山っ子みらい館が、昨年度事業でやって、4月1日でオープンしましたので、ちょうどコロナと重なったところでございますが、やっと本格的に今動き始めたということで、これにも基山町の目玉として力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、22ページをお開きいただきたいと思います。22ページの⑧と⑨ですね、まさに基山町のこれから大事なところは、この健康保険の話でございますので、これにつきましては、昨年度も久留米大学との関係であったり、各種健（検）診をいろいろ工夫してみたりしておりますけれども、今後とも、ここの部分には力を入れていって、基山町の健康づくりに精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

次が少し飛びまして26ページの一番下の②でございますが、観光ですね、まさに今はコロナで逆風になっておりますが、おもてなし事業の一つの柱として観光振興というのをやっておりまして、特に、体験型サービスでは、お寺や匠の技、観光農園などと連携して今、事業をスタートしているところでございます。電動アシスト自転車事業なんかも、これからまた力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

27ページの一番下でございます。民間宅地開発の支援ということですね。これは、ありが

たいことに、いろいろな民間が今事業をスタートし始めております。特に、地元の建設業者等がやる場合にネックになっているのが道の話、取付け道路の話でございましたので、こういったものに対しても積極的に補助していきながら民間の住宅開発を推進させていただいているところでございます。

それから、28ページに移りまして、⑦でございます。アモーレ・グランデ基山でございますね。昨年7月1日にオープンということで、基山町では初めてのPFI事業ということで、移住・定住にもつながるとい、そういうことでやっているところでございます。

さらに、28ページの教育費の①教育総務費、ヘルメットの関係、そして、②、③、小・中学校のところでございますけれども、特別支援学級の話であったり、エアコンの話であったり、それから、スクールカウンセラーであったり、こういった教育の充実につきまして、今一番力を入れている部分の一つでございますので、今後ともまた力を入れていきたいというふうに思っております。特に、中学校の場合は、大規模改修なども行いましたので、金額的にも非常に大きくなっているところでございます。

続きまして、30ページに移っていただきたいというふうに思います。

30ページで、⑦の文化財保護でございますが、なかなか文化財は難しいところがございましたけど、ちょうどやっぱり例の災害がありまして、その辺の復旧との兼ね合い等もあって、また、文化財については着目してやっている、加えて歴まち事業なども組み合わせていながら、今やっているところでございますので、昨年度も一生懸命やってきましたけど、今後ともまた力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になります、32ページをお開きいただければと思いますが、32ページの(11)災害復旧費でございます。これの①、②、③、④、まさに、昨年度の基山町、実質は多くは一昨年度のやつの繰延べと、それから繰越しと、さらに、昨年度もまた災害があつておりますので、この2つ合わせたもので数値が固まってっております。実績を報告させていただいておりますので、昨年度、まさに最後にまとめるような形になっておりますけれども、災害復旧の年、そういう大きいところになってしまったというふうなことでございます。

安心・安全と基山町の魅力度アップをさらに強めていくというふうなことを考えているところでございますので、また、議員の皆様方にも御理解のほど、よろしく願いいたします。

それでは、34ページをお願いいたします。

34ページが国民健康保険特別会計でございます。

令和元年度の決算を見ますと、全体で6,790万3,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は690万1,000円の赤字となっているところでございます。

また、令和2年度中に令和元年度の普通交付税の返還額として約1,500万円の返還をしなければならない見通しでございますので、その額を考慮いたしますと、令和元年度の実質単年度収支は約2,200万円の赤字になるというふうな形になっております。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べて1,582万5,000円の減となっているところでございます。

また、国民健康保険につきましては、例の佐賀県の一本化に伴っての標準税率のアップみたいな話を議会の皆さんともずっと議論させていただいておるんですけど、また、コロナ禍につきまして、次年度以降どうするかというのは一つの大きな課題ではないかというふうに考えているところでございます。

38ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数は2,374人であり、昨年度末より31人増加しております。これは国保はずっと減っていきますけど、後期高齢はどんどん増えていくというふうな形の構造になっているところでございます。国保が減るのは、国保以外の会計で保険をやられる方、65歳以上でも勤め続ける方がおられたりするというのがやっぱり一番大きいかというふうに思います。ただ、75歳以上は全てでございますので、後期高齢は、毎年しばらくの間、多分15年ないし20年の間は後期高齢は増え続けていくというふうな、そういう形になります。

また、令和元年度の保険料の調定額が1億9,023万2,500円、収入済額が1億9,063万5,300円でございます。還付未済額は49万4,200円で、収納率は99.95%と非常にいい収納率になっているところでございます。

国保及び後期高齢の決算の詳細につきましては、後ほど担当課長より、また詳しく説明させていただきます。

次に、認定第4号 令和元年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和元年度の基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に令和元年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げているところでございます。その概要を説明させていただきたいというふうに思

いますので、よろしく願いいたします。

本町の下水道は、平成13年度に供用開始し、計画的に今整備を進めているところでございます。令和元年度末で整備状況は、事業認可区域が272.6ヘクタールとなりました。このうち、下水道整備済区域は269.0ヘクタールで、事業認可区域内の整備率は98.7%となり、全体計画の556.5ヘクタールに対しては48.3%の整備率となっているところでございます。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、77.9%となっており、整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.4%となっているところでございます。

令和元年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億526万2,000円に対しまして、決算額は4億1,124万3,000円となっているところでございます。

支出につきましては、予算額3億8,269万5,000円に対しまして、決算額は3億7,358万3,000円となっております。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引いた結果、3,462万8,000円が当年度純利益となっているところでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額6,014万円に対しまして、決算額は6,025万1,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額1億5,925万2,000円に対して、決算額1億5,274万4,000円となります。

この結果、9,249万3,000円の不足額となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303万3,000円、当年度損益勘定留保資金7,515万4,000円及び繰越利益剰余金処分額1,430万6,000円で補填することとしております。

詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

最後に、報告第5号 令和元年度基山町健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することになっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月11日に基山町監査委員に審査いただき、8月21日に審査意見書を提出いただきました。今回その写しを付して報告させていただいております。

健全化判断比率については、基山町は、実質赤字比率、赤字なし、連結実質赤字比率、赤

字なし、実質公債費比率8.3、将来負担比率、算出なしとなっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

このため、本町教育委員会では令和元年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要と活動実績並びに令和元年度基山町教育の基本方針の各重点目標の評価について取組と自己評価、課題解決に向けた今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、本報告書については、同法第26条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識を有する者の知見の活用を図るものと規定されています。

このため、学識を有する3名の方に令和元年度教育委員会事務事業点検及び評価報告書について御意見をお伺ひいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

お手元に令和元年度教育委員会事務事業点検及び評価報告書をお配りしておりますので、そちらのほうを御覧ください。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明しております。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、令和元年度の教育委員会の会議において審議した議案及

びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

6 ページお願いいたします。

6 ページには事務事業の評価の方法と点検及び評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページお願いいたします。

7 ページに主要施策の評価として令和元年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて、8 ページから23ページまで、それぞれ施策の目標と取組と自己評価、課題解決に向けた今後の方向性について記載しております。

24ページお願いいたします。

24ページから、令和元年度基山町教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月19日の有識者会議において御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第6号教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時46分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第33号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

それでは、議案第33号 若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）請負契約について御説明いたします。

当該案件につきましては、8月18日に指名競争入札を行っております。

議案書の3ページを御覧ください。

8月18日に指名競争入札を行っておりますが、入札には5者が参加し、鳥飼建設株式会社が8,600万円で落札をいたしました。

なお、議案にあります請負代金額9,460万円は、落札額に消費税を加えた金額でございます。

履行期間は、本契約締結日の翌日から令和3年3月10日までとなっております。

議案資料をおつけしております。議案資料の1ページから4ページをつけさせていただいておりますので、まず、議案資料1ページを御覧ください。

1ページ目には建設工事請負仮契約書の写しをつけさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

2ページには基山町入札成績表をつけさせていただいております。こちらの5者による入札結果、鳥飼建設株式会社が落札されております。

3ページからは図面をつけさせていただいております。

3ページは工事箇所図でございます。工事をするトイレの位置について図示をしております。

4ページをお願いいたします。

4ページでは改修標準図としてつけさせていただいております。こちらでは、改修前と改修後の平面図をつけさせていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書4ページをお願いいたします。

議案第34号 令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により令和元年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため、議会の議決をお願いするものでございます。

未処分利益剰余金については、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しますので、総務省の地方公営企業法の適用に関するマニュアルに基づき、補填財源として使用するために資本金への組入れを行うものでございます。

議案書4ページの中ほどに、令和元年度基山町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、資

本金への組入れ額1,430万6,081円を計上いたしております。

議案・補正予算関係の資料追加分1ページに補填財源の計算内容を説明しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

御審議いただき御可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第35号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億6,005万6,000円を追加し、予算総額を101億4,248万5,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を1,714万8,000円、9款. 地方特例交付金を1,246万4,000円、10款. 地方交付税を3億3,575万5,000円、14款. 国庫支出金を5,868万1,000円、15款. 県支出金を5,820万5,000円、19款. 繰越金を9,399万円、21款. 町債を1億4,807万円増額し、18款. 繰入金に3億6,637万5,000円の減額をお願いいたしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費を6,707万2,000円、7款. 商工費を2,353万8,000円、8款. 土木費を3,401万1,000円、10款. 教育費を5,762万3,000円、11款. 災害復旧費を1億7,103万1,000円増額し、12款. 公債費に1,754万1,000円の減額をお願いしております。

また、予備費を11万8,000円減額することで、調整を図らせていただいております。

10ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

この4件の債務負担行為の設定につきましては、年度内に募集を行い、採用決定または業者選定を行うためのものでございます。

地域おこし協力隊人権費及び集落支援員人件費につきましては、令和3年度から5年度ま

での期間で、限度額はそれぞれ3,080万4,000円、2,938万円の設定をお願いしております。

次に、多世代交流センター憩の家指定管理料及びジビエ解体処理施設指定管理料につきましては、令和3年度から7年度までの期間で、限度額はそれぞれ8,909万5,000円、1,000万円の設定をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加分につきましては、町道長葉山線や菖蒲坂線などに係る公共土木施設等災害復旧事業（補助）に1,720万円、林道岩坪線及び一の坂・河内線に係る農林施設災害復旧事業（補助）に4,520万円の設定をお願いしております。

また、これらの補助事業分以外で、町単独事業となる町道や林道などの災害復旧につきましては、公共土木施設等災害復旧事業（単独）に2,650万円、農林施設災害復旧事業（単独）に1,360万円の設定をお願いしております。

次に、変更分につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が2億3,719万7,000円となりましたので、2,657万円の増額をお願いしております。

次の12ページの学校教育施設等整備事業では1,900万円の増額をお願いしております。

総合体育館武道場の空調設備整備に係るものでございます。

それでは次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款．町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。

1項．町民税、1目．個人、1節．現年課税分では、分離課税の所得減などにより、所得割額に1,579万1,000円の減額、2目．法人、1節．現年課税分では、7号法人の減などにより、均等割額に185万8,000円の減額をお願いしております。

次の4ページをお願いします。

2項1目．固定資産税、1節．現年課税分では、償却資産の伸びなどにより3,606万4,000円の増額をお願いしております。

2節．滞納繰越分では、調定額の減により154万3,000円の減額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目1節．地方特例交付金では、交付決定により1,246万4,000円の増額をお願い

しております。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目1節. 地方交付税につきましても、交付決定により、普通交付税3億3,575万5,000円の増額をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、3目. 災害復旧費国庫負担金、2節. 公共土木施設災害復旧費負担金に、現年発生災害復旧費負担金3,448万3,000円の追加をお願いしております。

町道長葉山線や菖蒲坂線などに係るものでございます。

12ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に、子ども・子育て支援整備交付金212万6,000円の追加をお願いしております。

これは放課後児童クラブコスモス教室の屋根改修に係るものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、2節. 都市計画費補助金に、社会資本整備総合交付金549万5,000円の追加をお願いしております。

これは大規模盛土造成地変動予測調査に係るものでございます。

次に、4目. 教育費国庫補助金、5節. 社会教育費補助金に、スポーツによる地域活性化推進事業補助金232万7,000円の追加をお願いしております。

これはプロスポーツ選手を招いたトークイベントを開催するためのものでございます。

次に、学校施設環境改善交付金1,279万2,000円の追加をお願いしております。

総合体育館武道場の空調設備整備に係るものでございます。

13ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金では、国庫補助金と同様に、子ども・子育て支援整備費補助金として212万6,000円の追加をお願いしております。

コスモス教室の屋根改修に係るものでございます。

次に、6目. 教育費県補助金、4節. 文化財保護費補助金に、佐賀県文化財保存事業補助金286万円の追加をお願いしております。

これは基肄城跡の史跡買上げ事業に係るものでございます。

次に、8目．災害復旧費県補助金、1節．農林水産施設災害復旧費補助金では、林道岩坪線及び一の坂・河内線に係る林道施設現年発生災害復旧費補助金として5,022万8,000円の追加をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、3目1節．公共施設整備基金繰入金に3億9,400万円の減額、9目1節．まちづくり基金繰入金に270万円の増額、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金に2,446万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

17ページをお願いいたします。

19款．繰越金には、9,399万円の増額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

20款．諸収入、5項3目2節．雑入では、子どもの医療高額療養費過年度分117万3,000円の追加をお願いしております。

各健康保険組合からの過年度分返還によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

21款．町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。

補正額の合計は1億4,807万円の増額となります。

続きまして歳出でございます。

20ページをお願いいたします。

1款1項1目．議会費、9節．旅費に、新型コロナウイルス感染症対策での県外移動自粛に伴い、特別旅費200万8,000円の減額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、8目．財政調整基金費、25節．積立金に5,500万円の追加をお願いしております。

これは、地方財政法の規定により、決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとなり、その相当額をお願いいたしております。

次に、15目．広報情報費、13節．委託料では、WEBアクセスサーバー構築業務委託料187万円の追加をお願いしております。

庁舎で使用しておりますグループウェアの職員スケジュール管理機能へ外出先からアクセ

スするためのものがございます。

23ページをお願いいたします。

2項. 徴税費、1目. 税務総務費、3節. 職員手当等に、時間外勤務手当129万9,000円の増額をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症対策により、申告期間が延長された影響などによるものがございます。

24ページをお願いいたします。

3項1目. 戸籍住民基本台帳費、2節. 給料に、臨時的任用職員分の232万4,000円の増額をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、3節. 職員手当等に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量の増などにより、時間外勤務手当156万4,000円の増額をお願いしております。

次に、2目. 基山っ子みらい館費、3節. 職員手当等に、会計年度任用職員期末手当126万4,000円の増額をお願いしております。

雇用実績に伴うものがございます。

28ページをお願いいたします。

4目. 児童福祉施設費、11節. 需用費に、修繕料638万円の増額をお願いしております。

コスモス教室の屋根改修に係るものがございます。

29ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、2節. 給料に、臨時的任用職員分の250万5,000円の増額をお願いしております。

次に、2目. 予防費、13節. 委託料に、新たにロタワクチン接種分及び子どものインフルエンザ予防接種事業の拡大のための追加分として各種予防接種委託料298万4,000円の増額をお願いしております。

20節. 扶助費でも、子どものインフルエンザ予防接種事業の拡大のための追加分として任意予防接種費助成費200万円の増額をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

5款. 労働費、1項1目. 労働諸費、11節. 需用費に、修繕料267万3,000円の増額をお願

いしております。

庁舎内の無料職業紹介所の拡張に係るものでございます。

33ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、2項．林業費、1目．林業総務費、11節．需用費に、修繕料148万8,000円の追加をお願いしております。

林道の維持補修に係るものでございます。

34ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費、19節．負担金補助及び交付金に、企業立地促進特区補助金2,275万8,000円の追加をお願いしております。

これは進出企業に対する電気料金及び用地取得費の補助になります。

36ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、2節．給料に、臨時的任用職員分の226万5,000円の増額をお願いしております。

15節．工事請負費では、町道維持・補修工事に923万9,000円の増額をお願いしております。

町道けやき台8号線及び神の浦10号線の雨水排水対策に係るものでございます。

次に、2目．道路新設改良費では、三国・丸林線道路改良事業の予算組替えをお願いしております。

13節．委託料で、設計業務委託料を1,232万5,000円増額、15節．工事請負費を1,509万8,000円減額し、17節．公有財産購入費にJRからの用地購入費160万3,000円の追加、及び22節．補償補填及び賠償金に東部水道企業団に対する物件等移転補償費117万円の追加をお願いしております。

37ページをお願いいたします。

3項．都市計画費、1目．都市計画総務費、13節．委託料に、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料1,099万円の追加をお願いしております。

これは、佐賀県が公表した大規模盛土造成地マップにおける町内の該当箇所について宅地カルテを作成するためのものでございます。

次に、きやま創作劇の内容変更などに伴い、歴史的風致維持向上計画事業の予算組替えをお願いしております。

15節．工事請負費で、サイン整備工事を204万6,000円増額し、19節．負担金補助及び交付

金では、街なみ整備助成事業費補助金に94万6,000円の減額をお願いしております。また、同じく19節では、小倉地区における開発行為に伴う道路整備補助金404万2,000円の追加もお願いしております。

次に、3目. 公園費、11節. 需用費に、修繕料200万2,000円の増額をお願いしております。

多目的グラウンドの排水管や貯留槽ブロー、公園遊具などの修繕に係るものでございます。

40ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、3節. 職員手当等に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量の増などにより、時間外勤務手当163万9,000円の増額をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費及び2目. 若基小学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴うスクールサポートスタッフ配置事業及び学校保健特別対策事業に係るものとして会計年度任用職員報酬や消耗品費、備品購入費などの増額をお願いしております。

42ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費におきましても、同様にスクールサポートスタッフ配置事業及び学校保健特別対策事業に係るものとして会計年度任用職員報酬や消耗品費、備品購入費などの増額をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費でも、きやま創作劇の内容変更などに伴い、歴史的風致維持向上計画の予算組替えをお願いしております。

3目. 文化財保護費、13節. 委託料に建造物調査委託料50万円の増額、5目. 文化振興費、8節. 報償費に62万7,000円の減額、13節. 委託料では主催事業委託料97万3,000円の減額をお願いしております。

44ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費では、スポーツによる地域活性化推進事業のための予算として、13節. 委託料、スポーツイベント実施業務委託料187万円などの追加をお願いしております。

次に、2目．スポーツ振興費では、総合体育館武道場の空調設備整備に係るものとして、13節．委託料に、実施設計業務委託料300万円、15節．工事請負費に、設置工事4,400万円の追加をお願いしております。

また、22節．補償補填及び賠償金では、前年度における長寿命化工事と新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う体育施設閉館の影響による減収の補填として110万9,000円の追加をお願いしております。

45ページをお願いいたします。

11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費、2目．林業施設災害復旧費では、本年7月の豪雨災害による林道の災害復旧費をお願いしております。

11節．需用費に修繕料520万5,000円の増額、15節．工事請負費に林道岩坪線、一の坂・河内線及び鎌浦線に係るものとして1億1,336万8,000円の増額をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

2項1目．公共土木施設災害復旧費でも、本年7月の豪雨災害による災害復旧費をお願いしております。

15節．工事請負費に、町道長葉山線や菖蒲坂線などに係るものとして5,170万円の増額をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

12款．公債費につきましては、本年度中の償還予定額により、元金につきましては1,417万1,000円、利子につきましては337万円の減額をお願いしております。

49ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回、11万8,000円減額し、調整を凶らせていただいております。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第36号、議案第37号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第36号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,975万円の追加をお願いし、総額を20億8,527万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に国民健康保険税の当初賦課額の確定、前年度からの繰越金の確定等によるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

説明は主なもののみとさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税についてはまとめて説明いたします。

国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で1,209万9,000円の減額をお願いしております。主な理由は、被保険者の減と課税標準額総額の減及び新型コロナウイルス感染症による収入減等の影響を受けた被保険者に対する減免を行うことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

4款1項2目1節. 災害等臨時特例補助金297万5,000円の増額をお願いしております。

また、5ページ、5款1項1目2節、特別調整交付金分273万3,000円の増額をお願いしております。

この4ページ、5ページの2項目により、新型コロナウイルス感染症による収入減等の影響を受けた被保険者に対する減免に対しての国からの全額財政支援がなされるものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

8款1項1目1節. 繰越金でございます。令和元年度の歳入歳出差引き残高が確定いたしましたので、5,590万2,000円の増額をお願いしております。

要因としましては、令和2年1月と2月の療養給付費の支出が見込み以上に少なかったため、令和元年度の保険給付費の支出残額が3,400万円程度あったことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項2目13節. 委託料、健康診断委託料として125万8,000円の減額をお願いしております。

こちらは、人間ドック健診の申込者の人数確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

9款1項6目23節、国県支出金返納金として23万5,000円をお願いしております。

特定健康診査、保健指導負担金の実績額確定に伴う返還金の計上でございます。

続きまして15ページをお願いいたします。

9款3項1目28節. 繰出金の一般会計繰出金でございます。46万6,000円をお願いしております。

令和元年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものでございます。こちらにつきましては、一般会計の歳入の18款2項4目1節に同額を計上しております。

最後に、16ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回、4,912万3,000円の増額をお願いしております。前年度の療養給付費負担金の返還金について、今年度はまだ県の精算が出されていないため、今回予備費への計上により財源調整をさせていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ692万4,000円の追加をお願いし、総額を2億6,455万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

説明は主なもののみとさせていただきます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明をいたします。

令和2年度の本算定により、当初賦課額が確定いたしましたので、651万7,000円の追加をお願いしております。こちら被保険者の増によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目の繰越金でございます。令和元年度の歳入歳出差引き残高が確定いたしましたので、30万5,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

7 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をいたしますので、682万4,000円の追加をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第38号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

説明では、議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書により説明をいたします。

議案書19ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。

内容では、工事請負費を1,297万3,000円の増額を補正し、合計8,912万8,000円といたします。

第3条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第1項、営業収益1,223万2,000円の増額をお願いし、計では1億9,673万9,000円といたします。

収益的支出では、第1款第1項、営業費用848万1,000円の増額をお願いし、計では3億6,063万4,000円といたします。

下水道事業収益では、補正後4億2,537万3,000円といたします。

下水道事業費用では、補正後3億9,684万4,000円といたしております。

第4条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「108,118千円」を「111,869千円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をいたします。

第1款. 資本的収入では、第1項. 企業債を1,160万円の増額をお願いし、合計で1億950万円といたします。

第4項. 基金繰入金303万4,000円の増額をお願いし、計では5,471万8,000円といたします。

第1款. 資本的収入では、合わせて1,463万4,000円となります。

議案書20ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項. 建設改良費を1,838万5,000円の増額を補正し、建設改良費の計では2億1,280万2,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和2年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

別冊、事項別明細書をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

1款. 下水道事業収益、第1項1目. 下水道使用料を1,223万2,000円の増額補正をいたします。

これは、下水道使用料の直近7月までの確定見込みによる増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、3目. 処理場費101万7,000円を増額しております。

これは、けやき台処理場の自動スクリーン修繕、曝気ブロワー修繕費でございます。

議案・補正予算資料44ページに位置を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

1項. 営業費用、5目. 流域下水道維持管理費、負担金746万4,000円の増額補正をお願いしております。

これは、本町の宝満川流域内で汚水処理に要した費用で、宝満川流域下水道管理負担金としてお支払いをいたします。

次に6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1 款. 資本的収入、1 項. 企業債、1 目. 建設改良企業債を1,160万円の増額補正をお願いいたしております。

これは、高下地区開発に伴い、汚水・排水量の確保をするための汚水管整備に伴うものでございます。

1 款. 資本的収入、4 項. 基金繰入額、1 目. 基金繰入額を303万4,000円の増額をお願いし、収支均衡のため、調整をいたしております。

7 ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、委託料541万2,000円の増額補正をお願いしております。

これは、箱町のマンション建設に伴い、汚水管路の整備に係る詳細設計委託料でございます。

1 目. 下水道整備費、工事請負費1,297万3,000円の増額補正をお願いしております。

これも先ほど説明いたしました、高下地区宅地開発計画の確定に伴い、排水量を確保するための既設汚水管からの管路の延長に対する工事費でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を2,686万6,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額7億2,118万7,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議賜り、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、認定第1号から認定第3号までの令和元年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。酒井会計管理者。

○会計管理者（酒井智明君）

それでは、令和元年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る詳細説明をさせていただきます。

令和元年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の諸書類その他政令で定める書類等、併せて町長に提出をいたしております。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査

委員による決算審査が行われております。

後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告がなされます。

令和元年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 令和元年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を提出いたしております。

また、決算関係資料を認定資料として提出をいたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長が説明をされましたので、私のほうからは実質収支に関する調書、財産に関する調書等について説明をさせていただきます。

それでは、別冊の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が94億3,519万3,000円、歳出総額が91億1,993万4,000円で、歳入歳出差引き額が3億1,525万9,000円となっております。

令和元年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が2億626万9,000円でございますので、実質収支額は1億899万円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が20億2,958万5,000円、歳出総額が19億6,168万2,000円となっており、実質収支額は6,790万3,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億5,094万円、歳出総額が2億5,063万3,000円となっており、実質収支額は30万7,000円となっております。

続きまして、財産に関する調書について説明いたします。

4ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物につきましては、その主なものを説明いたします。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路2,129.02平方メートルの増につきましては、開発行

為により町道として帰属があったものなどがございます。

次に、普通財産の土地の357.99平方メートルの減につきましては、実松川河川改修事業で買取りに係る代替地として旧中央公民館跡地の一部を売却したことによるものでございます。

次に、建物、非木造の公共用財産の福祉施設1,820.59平方メートルの増につきましては、基山っ子みらい館の建設によるものでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

山林及び出資による権利についてでございます。

これにつきましては、令和元年度中の増減はございません。

次に、6ページから8ページを御覧ください。

物品関係でございます。

物品につきましては、50万円以上の物品について計上いたしております。

主なものといたしましては、運動厚生用具でテクノジムトップなど3台を廃棄して、乗用草刈り機1台、投票用紙読み取り分類機2台などを新たに購入しております。

9ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて説明をいたします。

まず、財政調整基金の6,773万8,000円の減につきましては、36万2,000円の利子と7,590万円の積立てから1億4,400万円の一般会計への繰入れを減額したものでございます。

減債基金の1,299万9,000円の減につきましては、1,000円の利子積立てから1,300万円の一般会計への繰入れを減額したものでございます。

公共施設整備基金の3,327万5,000円の減につきましては、58万円の利子と1,614万5,000円の積立てから5,000万円の一般会計への繰入れを減額したものでございます。

ふるさと応援寄附基金の2億2,314万6,000円の増につきましては、30万3,000円の利子と5億5,564万3,000円の積立てから3億3,280万円の一般会計への繰入れを減額したものでございます。

地方創生拠点整備基金の2億8,377万1,000円の減につきましては、3,000円の利子積立てから2億8,377万4,000円の一般会計への繰入れを減にしたものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。

内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか決算関係資料を提出いたしております。

ますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして令和元年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。
何とぞ御審議賜り、認定いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

基山町下水道事業会計の決算の説明をいたします。

令和元年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調整し、下水道会計の諸書類その他政令で定める書類と併せて提出いたしております。

それでは、令和元年度基山町下水道事業会計決算書の冊子をお願いいたします。

令和元年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書案、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な施策の成果の説明及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

決算に係る主要な施策の説明については、先ほどの町長の説明と重複いたしますので、省かせていただきます。

それでは、別冊の令和元年度基山町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出につきましては、主要な施策の成果の説明と重複いたしますので、3ページ、下水道事業損益書からお願いをいたします。

3ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

営業収益が1億7,348万8,500円、営業費用が3億2,022万5,761円、営業外収益が2億2,133万6,600円、営業外費用が3,996万9,134円となっております。経常利益が3,463万205円となっております。

4ページをお願いいたします。

当年度純利益では、消費税を除き、3,462万8,205円となっております。

5 ページをお開きください。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計10億4,991万4,849円に、当年度純利益3,462万8,205円を加え、10億8,454万3,054円が当年度末の資本合計額となっております。

また、令和元年度は下水道事業剰余金処分をお願いし、1,430万6,081円を処分し、資本金へ組み入れることで計上いたしております。

決算書6 ページから9 ページまでが下水道事業貸借対照表でございます。

9 ページの資本の部をお願いいたします。

資本の部につきましては、資本金が9 億719万6,745円となっております。

剰余金を加えた合計が10億8,454万3,054円となります。

負債の部、資本の部合計で52億9,991万5,563円となっております。

12ページからは、令和元年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算内容の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか、決算附属書類として事業収益明細書、事業費用明細書のそれぞれの明細書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計は平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなっております。

以上をもちまして令和元年度基山町下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で担当課長の詳細説明が終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、決算審査の報告をいたします。

まず初めに、令和元年度基山町歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書から説明いた

します。

1 ページから説明いたします。

まず、審査の対象ですが、令和元年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算書及び土地開発基金、育英資金貸付基金、国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況です。

審査の方法ですが、例年どおりの通常の審査手順で、天本監査委員と共に審査をしております。定期監査、例月現金出納検査の結果も参考に審査を行いました。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認めました。

次に、決算の概要につきましては、2 ページから51ページに記載のとおりです。

いろいろなデータを記載しております。コメントを記載しておりますので、ここでは説明は省略させていただきます。

決算審査結果の意見につきまして、52ページから58ページに記載しておりますので、ポイントの部分を補足説明いたします。

52ページをお願いいたします。

この意見書は、財政の健全性と町の活性化を主眼とした意見になっております。

(1) 財政の構造ですが、自主財源と依存財源の状況の推移を書いております。

令和元年度は、依存財源のうちの国庫支出金、県支出金が対前年比で4億4,400万円の増収になったことによりまして、依存財源トータルでは8億6,300万円の増収になっております。

自主財源のほうは、金額ではトータルで2億2,300万円の増収になっているんですが、依存財源のほうが大きな増収でしたので、構成比では対前年4.4ポイント低くなっております。

平成30年度の自主財源構成比は、基山町は、佐賀県では前年に引き続き5位の高位置をキープしております。

自主財源の確保というのは、行財政の自主性と安定性につながるものでありまして、今後一層の増収努力をお願いいたします。

広告料収入の拡大と、雑入の収入拡大にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

広告料収入というのは、金額としてはそう多くはないんですけれども、これは基山町として歳入増に取り組んでいくという意欲が示せることになると思われま

次に、(2)ふるさと応援寄附金についてですが、寄附金の受入れ状況の推移を書いております。

平成29年度から10億円を超える受入れになっています。自主財源の中では、固定資産税に次ぐ歳入になっております。

令和元年度は、寄附受付の仲介サイトを増やして、寄附しやすい環境をつくる等の取組が行われまして、前年度に比べ9,700万円の増収になったということは、これは大いに評価できるといふふうに考えます。

今後は、企業版ふるさと納税のほうも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、魅力的な地場産の返礼品で、例えば、高級な農産物等の生産者の育成にも取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

次に、(3)町債残高です。

①で、町債の年度ごとの借入金の借入額の推移を書いております。借入額の推移を見ますと、各年ごとに多額の借入れとなっています。令和元年度は、投資的経費の大幅な増によりまして、借入金は約4億円、対前年より増加しております。

②で町債残高と支払利子の推移を載せております。

令和元年度末で町債残高は64億4,300万円ということになっております。私はこの町債残高、借入金残高というのは、財政の健全性を見るのに最も重要な勘定科目というふうに思っています。

もちろん借入金は少ないほうがいいんですが、この借入金は新たな事業を何もしなければ減ります。でも、それでは町の活性化はできないというふうに思います。令和元年度末で借入金残高は3億1,000万円増加する結果になったんですが、これは基山町を活性化するための投資の結果と思われま

すし、何に投資するかについては、議会でも十分に議論された結果ですので、これについては真っ当な財政運営だというふうに私は考えます。

町債残高は、5年前に比べますと増えてはいるんですが、10年前に比べますと約4億円減っています。そして、町債残高の減少に伴って、支払利子のほうは、10年前に比べますと約1億円減っているんですね。ということは、この1億円を他の経費に使えるということに

なりますので、借入金を減らすという意義は、非常に大きいものと言えます。

それから、この借入金残高が他の自治体と比べてどうなのかということを見てみますと、財務分析の指標で将来世代負担比率というのがあるんです。これは後のほうで計算式を載せているんですが、町債残高割ることの有形・無形固定資産ということで、この比率を出すようになっているんですが、これを見てみますと、多くの自治体では10%から40%ぐらいなんです。基山町は12%ということになっています。将来世代負担比率はそう高くないと。

ですが、この将来世代負担比率は高くはないんですが、今後も、将来世代に過度な負担を残さないためにも、これまでの町債残高縮減の方針は堅持すべきというふうに考えます。

次に、(4)将来負担比率についてですが、これは先ほども出ていました財政健全化法に基づく比率です。この財政健全化法による比率を、年に1回、5項目あるんですけど、それを国のほうに報告しているんですが、そのうちの中心になる比率というふうに考えていまして、この将来負担比率について意見書で取り上げました。

将来負担比率というのは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。このような計算式で比率を出すんですが、①でこの計算式で計算した結果を載せています。54ページです。

その結果、平成29年度は31.3%だったのが、平成30年度で算定なしということになっています。平成30年度、令和元年度は、充当可能基金額——要は基金額ですね、基金額が将来負担額——これは町債残高なんです——を上回るため、将来負担比率の算定なしということになっています。平成30年度に負担なしというふうに改善したのは、主に基金が増加したということと、借入金が減少したということによるものです。

この平成30年度の実績なんですけど、算定なしというふうになっているのは、佐賀県では4市8町あります。全国でも、算定なし、算定なしということは、将来負担が実質ゼロというかですね、そういう市町村は約40%あります。

基山町のほうも、将来負担が実質ゼロというふうに計算されたんですが、基山町の債務の実情からして、ちょっとおかしいと思われる方もおられると思います。

基山町の現状は、令和元年度末で町債残高が、先ほど言いましたが、64億4,300万円ありましたね。これから基金の残高を引いたのが約34億円あるんですね。すなわち34億円の債務超過の状況なのに、将来の見込みを入れたら債務はゼロと計算されますということになっています。実はこの算式の中で、非常に長いんですが、地方債現在高等に係る基準財政需要額

算入見込額というのがあるんです。これを町債の残高の金額から控除するという計算式になっているんです。計算式のところを見てもらえば分かるんですが。その控除するという金額が、基山町の場合は約58億円あるということです。この58億円の金額は、地方交付税の中で確保される建前になっているということなんですね。この算式というのは総務大臣が定めた計算式ですので、将来は地方交付税の中で見てくれるんでしょう。でも、この金額というのは見込みですよということで、確定された金額ではありません。

ということで、たとえ、将来負担比率は算定なし、将来負担が実質ゼロというふうに計算されたとしても、私はあまり楽観しないほうがいいんじゃないかなというふうに考えます。基山町の現状としましては、先ほど言いましたように、34億円の債務超過という現状です。これをやっぱりしっかり認識しておく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

でも、この財政健全化の比率からは、算定なしというのが全国で40%ありますので、全国で基山町というのは上位40%には入っているということが言えると思います。

次に、(5)移住定住促進業務についてです。

①で人口と世帯数の推移を書いています。

人口の減少傾向には一応歯止めがかかったというふうに思われます。これは、担当課を中心にいろんな方策を②から⑤まで書いている。こんないろんな方策を積極的に実施したことによる効果だと評価できると考えます。

3月19日の西日本新聞に出ていた記事なんですが、住宅地の公示地価の上昇率で基山町が佐賀県でトップ、3%アップしたと。玉虫は7.4%になっていましたね。福岡市に通勤する需要が多いと、基山町の移住政策も影響しているようだというふうな記事が載っていました。やはり移住政策の効果だというふうに思われます。

それから、これは財政面でも具体的な効果が現れております。

下水道使用料、これが前年に比べまして令和元年度が850万円増えています。これは住宅が増えたということによる効果だと思います。

それから、固定資産税が対前年で4,500万円増収になっています。住民税は880万円増収になっています。これは、住宅が増えたということも一部この増収につながっているのかなという気がしています。

今後、この固定資産税なんかは特に永続的な歳入増になりますので、効果は大きいというふうに思います。

そして、今後大規模なマンション開発が予定されているということ、それから、この前の新聞記事でコロナ移住で九州に熱い視線が注がれているよというふうな記事もありました。

この人口の増加というのは、将来の活性化の基になります。今後も有効な方策を計画的に進めていただいて、人口の増加、歳入の増加、活性化につなげていただきたいなというふうに考えます。

次に、55ページ行きます。(7)業務改善活動です。

これは昨年も取り上げたんですが、今年も取り上げました。職員の改善提案ですが、平成30年度は2件だけだったんですが、令和元年度は28件、大幅に件数は伸びております。

職員自らによる改善活動というのが、職員の能力アップになりますし、私は非常に意義が大きいんだというふうに考えております。改善すべき業務はたくさんあると考えます。仕事の中には無駄が隠れています。それを一つ一つ見つけて改善していくということが非常に大切なことだというふうに考えます。

今年度は、職員全員が最低1人1件以上の改善提案を目指していただきたいと思います。そして、年に1度は改善事例発表大会——これをやっているところありますし——の開催もすることを検討していただきたいなというふうに思います。

民間企業ではトヨタが改善活動で有名なんですが、自治体の改善活動では基山町が日本一——このを目指してほしいなと思います。

次に58ページ、まとめに行きます。

自治体の財政の豊かさを示す指標とされています財政力指数についてですが、この指数は基準財政収入額割るの基準財政需要額——非常にややこしい計算をするんですが——で計算するんですが、多ければ多いほど、その自治体は豊かだということになります。この指数は国が交付税を交付する基準とされています。この指数が1以上の自治体というのは、普通交付税がもらえないということとされてあります。それで、基山町は佐賀県でこの3年間平均なんですけれども、第3位の位置をずっとキープしております。

玄海町は1を超えてありましたね。佐賀県の平成30年度の平均は0.51で、全国も平成29年度、平成30年度が0.51なんです。だから、基山町はやはり非常にいい指数だということと言えると思います。これなんか0.5を超えたら一部の補助金がもらえなかったというふうなこともありましたですね。だから、0.69というのは、ちょうどいいのかなというような気がします。

では、次に②の実質収支についてですが、実質収支比較表を載せております。

右端の実質単年度収支額という金額は、この表の計算過程で計算されるんですが、実質単年度収支額というのは令和元年度で1億2,200万円の赤字になっていますが、実質収支額、左から3つ目のところですね、これは1億7,700万円の黒字になっております。

平成30年度の実績なんですけど、この実質収支額が赤字というのは佐賀県ではありません。全国でもこれが赤字という市町村は1つだけです。一部事務組合でも1団体だけです。自治体で赤字とか黒字とかいうのは、普通、この実質収支額で言うんですが、ここで私が言いたいのは、自治体の財政の健全性の判断というのは実質収支額が黒字か否かということを見るだけでは不十分ですよということなんです。右端の実質単年度収支額も見る必要がありますよということなんです。

自治体の決算というのは現金主義を取っていますから、基金を取り崩した金額というのは歳入に算入されます。基金という預金を取り崩した金額で歳入にされるんですね。右端の実質単年度収支額というのは、その基金を取り崩して歳入にされたやつを歳入に入れなくて、それから、前期繰越しとかいうのも歳入とか、次期繰越しを歳出とか、そういうのを一切入れなくて計算した実質の単年度の収支額です。自治体の決算では、実質収支額では絶対に黒字にするということになっていますので、実際、1市町村以外は黒字ですので、この実質単年度収支額が赤字の場合は、多くの自治体の場合は財政調整基金で調整しているのが実情だと思います。

ということで、この実質単年度収支額が何年も赤字ということならば、財政の赤信号がともっているということになります。

そこで、基山町の決算数値を見てみますと、平成30年度、令和元年度は実質単年度収支額が赤字になっています。ですが、その前の4年間、だから、平成26年度から平成29年度は黒字になっています。基山町の場合は、平成30年度、令和元年度で、大型の建設工事に積極的に投資したという結果ですし、財政調整基金の残高も、令和元年度末で4億3,800万円ほどあるんですが、残高もありますし、今までの蓄えを食い潰したということにはなっていないという解釈でいいと思います。財政の健全性の点から、基山町は大丈夫というふうに私は考えております。

次に、下水道事業の意見書の説明をいたします。

別冊になっております。令和元年度基山町下水道事業会計決算審査意見書の1ページです。

審査の対象は、令和元年度基山町下水道事業会計の決算書とその附属書類です。

審査の方法ですが、この決算書は、地方公営企業法等に従って複式簿記、発生主義で経営成績及び財政状態を表示することとされていますので、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を中心に審査をしております。

そして、審査の結果ですが、審査に付されました決算書及び決算附属書類につきましては、地方公営企業法等の関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、令和元年度の経営成績及び同年度末における財政状態は適正に表示されているものと認めました。

次に、審査の内容につきましては、1ページから16ページに記載のとおりでございます。

審査結果の意見を17ページから19ページに記載しておりますので、ポイントの部分だけ補足説明させていただきます。

(1)業務量状況なんですが、水洗化人口と水洗化率の推移を載せております。

これを見てもみますと、着実に水洗化人口を上げておりますし、水洗化率が高いというのは、これは評価できるというふうに考えます。

基山町の平成30年度の水洗化率は98.4%となっておりますけれども、これは近隣の他地区に比べてかなり高い数字ということです。鳥栖市で92%、小郡市で91%、久留米市で90%ということになっていきますので、基山町は高い数値になっている。ただし、久留米市なんかは市全域を対象にしているらしいので、ちょっと対象は違うかもしれません。

次に3、経営成績（損益計算書）ですが、当年度純利益、これが令和元年度で3,462万8,000円の純利益を上げております。公営企業ですので、赤字にしないというのが経営の基本になると思うんですが、毎年度、確実に利益を計上しているということは、健全な経営の基本は確保できたと評価できると考えます。

ちなみに平成30年度のデータなんですが、佐賀県の下水道事業で13施設あるらしいんですが、4施設で純利益がゼロということでした。

次に（営業収益）下水道使用料ですが、使用料収入の推移を載せております。令和元年度は、住宅が増えたということによりまして850万円の増収になっております。これはやはり移住・定住促進の効果がここでも現れているということが言えると思います。

今後、下水道使用料の増収を図るためには、新規大口開拓として、基山町にあります工場の水洗化にアプローチすることを検討していただきたいと思います。

1 工場でも水洗化ができれば相当な金額の水道料が入ります。

次に、（営業外収益）一般会計からの繰入金ですが、令和元年度の基準内繰入金というのが1億1,300万円、基準外繰入金というのが3,200万円、合計で1億4,500万円の一般会計からの繰入金があっております。

これは収益に占める割合を載せていますけど、非常に高いですね。この基準内繰入金というのは、総務省から毎年度通知されています経費負担区分（高資本対策経費及び分流式下水道等に要する経費等）のルールを基本として算出されています。雨水の処理費用なんかもあるでしょうから、これは町が負担すべき費用と思われま。

ですが、それ以外の基準外繰入金については、やはりこの企業は独立採算を取っているということですので、独立採算の見地からしたら、次年度以降は減額できるよう、企業努力をお願いしたいなと思います。

では、最後にもう一点、19ページの企業債と支払利子ですが、企業債、町債残高と同じ借入金ですね、借入金残高が令和元年度末で20億5,900万円という、相当大きな金額の借入れが残っているということです。ただ、一時借入金というのはありませんでした。ほかの地区のやつを見たら、この一時借入金を使っているところもあります。基山町の場合は、資金繰りをきちっとしているということで、これがないということは一つ非常にいいことだと思います。

借入金は減少しているんですけども、それでも下水道使用料の約12倍、企業でいうと売上高ですね、本業の収入、売上高の12倍という非常に高い値になっております。これは、こういう事業ですから、そういう投資が要ると、下水道管なんかは布設するのに相当お金が要るということなんですけど、非常に大きな金額になっております。

借入金の減少に伴いまして、支払利子は減少しております。この支払利子をさらに削減するために、繰上償還の実行というのをできないか、検討していただきたいなと思います。

以上です。

日程第18 決算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第18. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により決算特別委員会の委員の定数を11名とすることに

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を11名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後1時35分 散会～